

日本

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

令和5年5月25日

弁論の更新に当たっての意見書  
(訴訟進行に関する意見について)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴讼代理人弁護士

山 内 喜



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



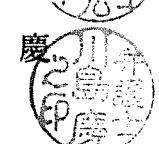
同

八 木



同

川 島



## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 1 はじめに（本件の概要・経過） .....  | 3  |
| 2 原告らの主張の「核心」が否定されたこと .....   | 3  |
| 3 新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断を踏まえた審理・判断がなされるべきこと .....                                    | 5  |
| (1) 原子力発電所の運転差止めを求める民事訴訟の審理・判断に当たっては、新規制基準及び同適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実とされるべきこと ..... | 5  |
| (2) 本件原子力発電所の新規制基準適合性審査は着実に進捗しており、本件訴訟においても同審査を踏まえた審理・判断がなされるべきこと .....                 | 6  |
| (3) 他の原子力発電所の民事運転差止訴訟においても新規制基準適合性審査の状況を踏まえ、審理が継続されていること .....                          | 8  |
| (4) 本件原子力発電所の運転（再開）が差し迫っていない現状からして具体的危険の切迫性の要件を満たさず、そもそも人格権侵害の有無の判断の前提を欠いていること .....    | 8  |
| (5) 新規制基準適合性審査が継続中の現在においても本件原子力発電所の安全性は確保されていること .....                                  | 9  |
| 4 まとめ（今後の主張・立証予定等） .....  | 10 |
| 別紙1 .....   | 12 |
| 別紙2 .....   | 13 |
| 別紙3 .....   | 14 |

被告は、令和5年6月1日開催予定の第40回口頭弁論で弁論の更新がなされるに当たって、訴訟進行に関する意見について、以下のとおり申し述べる。

## 1 はじめに（本件の概要・経過）

本件は、訴状によれば、石川県・富山県・福島県所在の原告ら125名が、本件原子力発電所の危険性、耐震性の欠如、事故時の被害予測、防災対策の不備等を理由として、「環境権」や「人格権」が侵害される具体的危険があると主張し、被告に対し、妨害予防請求として、本件原子力発電所の将来の運転（再開）の差止め<sup>1</sup>を求めている事案である。

## 2 原告らの主張の「核心」が否定されたこと

人格権に基づく妨害予防請求としての差止訴訟において、人格権侵害の具体的危険の存在は、原告らが主張立証しなければならない<sup>2</sup>。

この点、原告らは、「本訴訟の核心は、原子力発電所施設直下の活断層の問題である。」（令和2年7月6日付け原告ら第56準備書面1頁）として、平成28年4月27日に「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」が取りまとめ、原子力規制委員会に提出した評価書（甲A75。以下「本件評価書」という。）に依

<sup>1</sup> 本件訴訟は、本件原子力発電所の運転（再開）という将来の行為に対する妨害予防請求としての運転差止訴訟であって、本件原子力発電所が現に存在していることに対してこれを除去することを目的とした妨害排除請求としての建物収去請求訴訟ではないから、審理判断の対象となるべきは、あくまでも被告が将来本件原子力発電所の運転を再開した時点以後における人格権侵害の具体的危険性の有無である（平成28年6月9日付け準備書面(22)5頁参照）。

<sup>2</sup> 差止請求については、「損害賠償と差止めでは、行為者に対する規制の強さや意味が決定的に異なる以上（略）損害賠償の場合とは異なったより厳格な要件が必要とされることは当然である。」（窪田充見『不法行為法（第2版）』456頁）と指摘されている。

拠し、本件評価書によれば、本件原子力発電所敷地内の断層 S - 1 及び S - 2 ・ S - 6 は、新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」であるから、原告らの人格権侵害の具体的危険があると主張している（ただし、原告らは、仮に敷地内断層が活動した場合にどのように原告らの人格権侵害に至るのかという機序<sup>3</sup>を主張立証していない。）。

しかし、本件評価書は、有識者会合自らが「評価は、限られた資料やデータに基づいて行われており、より正確・確実な評価にするためには、以下に示すデータ等の拡充が必要と考える。」との留保を付し、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査に向けた「今後の課題」 6 項目を示した、未完結なものであった（甲 A 7 5 の 4 3 , 4 4 頁）。

そして、新規制基準適合性審査において、被告は、「今後の課題」に挙げられた鉱物脈等に係る新たなデータを提出した結果、令和 5 年 3 月 3 日の第 1 1 2 1 回審査会合において、原子力規制委員会から、「志賀原子力発電所 2 号炉の敷地の地質・地質構造につきましては、概ね妥当な検討がなされているものと評価をいたします。」（議事録 2 4 頁<sup>4</sup>）として、敷地内断層はいずれも「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないとする判断が示された（別紙 1 : 令和 5 年 3 月 4 日付け「北日本新聞」）。

当該判断は、令和 5 年 3 月 1 5 日の令和 4 年度第 8 2 回原子力規制委員会において、委員 5 名全員一致で了承されるとともに、「5 名

<sup>3</sup> 人格権が侵害される具体的危険があることが立証されたというためには、単に危険発生の原因の存在が立証されるだけでは足りず、当該原因から侵害発生までに至る具体的因果関係（機序）が立証されなければならない。各種裁判例も同旨（原子力発電所に係るもの：乙 D 10, 12, 13, 27, 54, 原子力発電所以外の施設に係るもの：乙 D 16, 20 ないし 24, 47）。

<sup>4</sup> 議事録は原子力規制委員会 (<https://www2.nra.go.jp/data/000424820.pdf>) より。

の委員のいずれも、第2案のとおり改めて有識者の意見を聞く必要はないということで本件は了承したいと思います。」（議事録14頁<sup>5</sup>）として、有識者会合を再度開く必要はないとの決定がなされている（別紙2：令和5年3月16日付け「北日本新聞」）。

以上に述べたとおり、原告らが「本訴訟の核心」としていた敷地内断層に係る主張については、原子力規制委員会において、原告らが依拠する本件評価書の見解を否定する判断がなされている。

よって、原告らの主張には何ら理由がない。被告は、まずはこの点について、主張・立証（反証）する予定である。

### 3 新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断を踏まえた審理・判断がなされるべきこと

(1) 原子力発電所の運転差止めを求める民事訴訟の審理・判断に当たっては、新規制基準及び同適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実とされるべきこと

新規制基準は、原子力規制委員会設置法の制定及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、平成25年7月に制定されたものである。

原子力規制委員会設置法や核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律は、原子力発電所の安全性の判断については、原子力工学はもとより、将来の予測に係る事項も含めた多方面にわたる極めて高度な最新の科学的・専門技術的知見に基づく総合的な判断が必要とされることから、安全性に関する具体的審査基準の制定及び申請に係る原子力発電所の当該基準への適合性について、高度の専門的知識と高い独立性を持った原子力規制委員会の合理的な判

---

<sup>5</sup> 議事録は原子力規制委員会（<https://www.nra.go.jp/data/000424044.pdf>）より。

断に委ねたものであり、かかる原子力発電所に係る法規制を考慮すると、原子力発電所の運転差止めを求める民事訴訟の審理に当たつては、原子力規制委員会が用いた具体的審査基準に不合理な点があるか、あるいは当該原子力発電所が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かが審理の対象とされるべきであり（福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定・判例時報2290号80頁、大阪高等裁判所平成29年3月28日決定・判例時報2334号4頁、名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決・判例時報2413・2414合併号71頁（いずれも確定）等）、新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実となることは明らかである。

- (2) 本件原子力発電所の新規制基準適合性審査は着実に進捗しており、本件訴訟においても同審査を踏まえた審理・判断がなされるべきこと

前記(1)で述べたとおり、民事運転差止訴訟においては、新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実とされるべきである。

新規制基準適合性審査においては、地質、地震動、津波といった自然的立地条件に係る安全性をはじめ、プラント側における設計基準事故対策、重大事故等対策等、多くの項目について、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的・専門技術的知見に基づく総合的な判断が予定されているところ、プラント側の審議に先立ち、地質、地震動、津波といった自然的立地条件に係る審議が実施されるのが通例である。

この点、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査においても、前記2で述べたとおり、令和5年3月3日に開催された第1121

回審査会合において、敷地内断層はいずれも「将来活動する可能性のある断層等」には該当しないとする判断が示され、審議が完了したことから、現在、敷地周辺の断層を中心に審議が行われており、敷地周辺の断層の位置、長さ等の評価を踏まえ、基準地震動についての審議が実施された後、津波やプラント側の審議が実施される予定である。

具体的には、令和5年5月12日に開催された第1144回審査会合において、被告は、敷地周辺の断層のうち、敷地を中心とした半径5キロメートル以遠の断層の評価について説明するとともに、上記第1121回審査会合において、原子力規制委員会から、「今後の審査全体のスケジュールなどについても、書面で出していただくようよろしくお願ひいたします。」（議事録24頁<sup>6</sup>）とのコメントがなされたことを踏まえ、地質・地震・津波・火山関係に係る今後の審査のスケジュール案を説明した（別紙3）。

以上のとおり、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査は、着実に進捗しており、引き続き、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた審査が継続される見通しである。

よって、本件訴訟においても、かかる原子力規制委員会の新規制基準適合性審査を踏まえた審理・判断がなされるべきである。被告は、本件訴訟において、御庁の指示に従い、各口頭弁論期日に先立って上申書を提出し、直近の本件原子力発電所の新規制基準適合性審査の進捗状況を報告してきたところであり、今後も、同審査の進捗状況を引き続き報告するとともに、内容について適宜、主張・立証（反証）していく予定である。

---

<sup>6</sup> 議事録は前掲脚注4参照。

(3) 他の原子力発電所の民事運転差止訴訟においても新規制基準適合性審査の状況を踏まえ、審理が継続されていること

原子炉設置変更許可申請に係る新規制基準適合性審査が行われている原子力発電所のうち、本件原子力発電所と同じBWR（沸騰水型軽水炉）につき妨害予防請求として将来の運転（再開）の差止めを求める民事訴訟においても、いずれも新規制基準適合性審査が継続中であるという状況を踏まえ、慎重な審理が続行されている<sup>7</sup>。

(4) 本件原子力発電所の運転（再開）が差し迫っていない現状からして具体的危険の切迫性の要件を満たさず、そもそも人格権侵害の有無の判断の前提を欠いていること

本件は、妨害予防請求として本件原子力発電所の将来の運転（再開）の差止めを求めていたりする事案であるところ、前記(2)で述べたとおり、現在、原子力規制委員会において、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査が継続されており、被告は、現在実施中の安全性向上工事を完了するとともに、新規制基準適合性審査に合格しない限り、本件原子力発電所を運転（再開）することはなく<sup>8</sup>、運転しない限り、運転中の重大な事故発生による人格権侵害の具体的危険はおよそ生じ得ないものであるから、現時点において、原告らの運転差止請求は、具体的危険の切迫性の要件を満たさず、人格権侵害の

---

<sup>7</sup> ①中部電力浜岡原子力発電所（平成23年5月27日、静岡地方裁判所浜松支部に提訴）、②同発電所（平成23年7月1日、静岡地方裁判所に提訴）、③同発電所（平成19年10月26日、静岡地方裁判所において第一審判決・請求棄却。同日、東京高等裁判所に控訴）、④中国電力島根原子力発電所3号機（平成25年4月24日、松江地方裁判所に提訴）、⑤電源開発大間原子力発電所（平成26年4月3日、東京地方裁判所に提訴）及び⑥同発電所（平成30年3月19日、函館地方裁判所において第一審判決・請求棄却。同年3月28日、札幌高等裁判所に控訴）。

<sup>8</sup> よって、本件において審理判断の対象とされるべきは、新規制基準への適合性が確認された段階における本件原子力発電所の安全性である（平成29年6月26日付け準備書面(31)28頁参照。福井地方裁判所平成12年3月22日判決・判例時報1727号77頁（確定）も同旨。）。

有無の判断の前提を欠いている<sup>9</sup>。

この点、御庁の「期日指定に当たっての準備事項（平成30年1月13日）」においても引用されている、脚注7の⑥大間原子力発電所建設・運転差止等請求事件に係る平成30年3月19日函館地方裁判所判決は、原子力規制委員会による同発電所の新規制基準適合性審査が継続中であることを踏まえ、原告らの請求を棄却している<sup>10</sup>（現在、控訴審係属中）。

#### (5) 新規制基準適合性審査が継続中の現在においても本件原子力発電所の安全性は確保されていること

原告らは、敷地内断層以外の事項についても縷々主張するが、いずれも本件原子力発電所の運転（再開）による原告らの人格権侵害に具体的に結び付くものでないことは、これまで答弁書及び準備書面で述べたとおりである。

すなわち、本件原子力発電所においては、新規制基準適合性審査が継続中の現時点においても、様々な安全対策により高度の安全性が確保されている<sup>11</sup>。

<sup>9</sup> 交通事故による人身傷害など既に発生した損害についてその填補を求める損害賠償請求や、騒音、ばい煙など現に発生している損害についてその拡大防止を求める妨害排除請求としての差止請求と異なり、将来の行為に対する妨害予防請求としての差止請求に過ぎない本件訴訟において、将来の行為が現実化していない現時点であえて請求権の有無を判断すべき理由は見当たらない（原子力発電所に係る事例ではないが、乙D29：東京高等裁判所平成2年6月27日判決・判例時報1369号98頁（確定）も同旨。）。

<sup>10</sup> 「原子力規制委員会の安全審査が未だなされておらず、本件原発の運転開始の目途も立っていない現時点においては、重大事故発生による放射性物質の放出等の具体的危険性を認めるのは困難であり、裁判所が規制委員会に先立って安全性に係る具体的審査基準への適合性について審査することは相当ではないから、審査基準に適合しないとの理由で建設・運転の差止めを認めることはできない」（裁判所ウェブサイト掲載「判示事項の要旨」参照）。

<sup>11</sup> 例えば、被告は、本件原子力発電所において、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策を実施し、主要な建屋の水密化や電源車の配備を実施したことにより引き続き、標高15メートルの防潮堤の設置や免震構造の緊急時対策棟の設置等の更なる対策、原子炉建屋屋根トラスや原子炉建屋クレーン、配管や電路等

なお、原告らは、「使用済核燃料が敷地内に保管されている」（平成31年3月20日付け原告ら第55準備書面6頁）とも述べるが、被告は平成23年以降、本件原子力発電所の運転を停止していることに伴い、原子炉には燃料を装荷しておらず、燃料は、全て使用済燃料貯蔵プールにおいて保管しているところ、同プールについても、原子炉同様、各種注水・冷却対策が講じられ、十分な安全性が確保されている。さらにいえば、運転停止から10年以上経過していることから、同プール内の使用済燃料は十分に冷却が進んでいる<sup>12</sup>。

#### 4 まとめ（今後の主張・立証予定等）

以上のとおり、①妨害予防請求として原子力発電所の将来の運転（再開）の差止めを求める民事訴訟において、人格権侵害の具体的危険の有無を判断するに当たっては、将来の予測に係る事項を含めた科学的、専門技術的判断となることから、新規制基準及び同適合性審査における原子力規制委員会の判断が重要な基礎事実とされるべきであるところ、②本件原子力発電所の新規制基準適合性審査は、敷地内断層に係る審議が完了し、敷地周辺の断層を中心とする審議が着実に進捗しており、③他の原子力発電所の民事運転差止訴訟においても、新規制基準適合性審査が継続中であることを踏まえ、審理が継続されていることから、本件訴訟においても、新規制基準適合性審査における原子力規制委員会の判断を踏まえた審理・判断が

---

の耐震補強、万一炉心が大きく損傷した場合でも発電所敷地外への放射性物質の放出を大幅に低減させるフィルタ付ベント装置の設置等の安全性向上施策を実施している（準備書面(22)14ないし17頁参照）。

<sup>12</sup> 本件原子力発電所のように停止中の発電所の使用済燃料貯蔵プールについて、更田豊志・原子力規制委員会委員長（当時）は、令和2年6月16日、衆議院原子力問題調査特別委員会において、「長期間停止中の原子炉においては、長期間にわたってこの冷却が継続しておりますので、燃料から発生する発熱量は既に小さなものとなっています。」として、放射性物質放出の危険性は極めて低い旨説明している。

なされるべきである。

また、④そもそも現状において本件原子力発電所の運転が差し迫っていないこと、⑤本件原子力発電所は新規制基準適合性審査が継続中の現時点においても、様々な安全対策により高度の安全性が確保されていることから、仮に原告らが早期の判断を求めるのであれば請求棄却（あるいは却下）の判決がなされるべきであるが、紛争の一回的解決の観点からも、まずは、事実審の第一審として、本件原子力発電所の新規制基準適合性審査を踏まえた審理が十分に尽くされるべきである。

この点、前記2で述べたとおり、被告は、まずは、敷地内断層がいずれも新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとの判断が示されたことについて、被告が新規制基準適合性審査に提出した資料等に基づいて主張・立証（反証）する予定である。

さらに、敷地周辺の断層の評価や、敷地周辺の断層の評価及び標準応答スペクトル（令和3年12月16日付け被告上申書4頁参照）を踏まえて審査が行われる基準地震動といったその他の審査項目についても、新規制基準適合性審査の進捗状況を引き続き報告するとともに、原子力規制委員会の判断に基づき、適宜、主張・立証（反証）していく予定である。

以上

# 志賀原発「活断層なし」

## 規制委が結論

3/4  
北日本  
(1)

## 北電の主張認めると

## 2号機再稼働に道

原電力規制委員会は20日、北陸電力立憲財團の専機(石川・笠置町)の新規制導入適合審査会(安価運営)の会合が開かれていた。想定しなかった敷地内の許可文書監査に本について、「地図監査ではなし」とする主張が認めた。規制委の有識者調査団は20日、一部を「施設の可能性がある」としたが、追加データの提出を要請して終了した。再審査に向かうと審査は大きく進展する。

(山口県志賀町) の新  
「癡忘」と云つた敷  
」とする北條の主張を  
「短歎の可能性があ  
直した。再検討に向け  
【医療記事の、35回】

た」と述べ、光電の出願は「公職に就いたばかりの新規技術」であつたと評価。発明は回転式の新規技術である。

北斎の「再機動は区けた調査のべト、シハシヒ、大おは一歩だ」の口火、上をついた。

規制委は評価対象を10本に拡大。活動性の有無を調査するため、安全監査会議が現地調査を重ねていた。

原発2号機の安全委員会が、  
原子力規制委員会が志願  
していった。原機も、状況が  
まいづらわしいのだ。

志賀原発の敷地内断層の分布と北電の調査地点

志賀原発

石川

金沢・富山

30km

● 北電が断層の活動性を否定する明確なデータが得られたとしている地点

○ 地震波法調査地点(ボーリング)

□ 上地盤法調査地点(式掘削)

— 評価対象断層

元老院が審議を申請したのは2001年5月で、活動開始の有無を巡って審議は長期化していった。今後は原発の耐震設計の改修などの措置の採択、「基盤強度監査」や施設の安全対策などの審議に移る。北陸では再稼働申請を提出すれば「26年1月」と見込むが、廃炉に進むのも再稼働まで何年を要するかわからない。

新規開基数は「13万～12万年前」の活動が否定され、「断層」を断層と定義。その上に原炉建屋は「耐震強度を有しない」として審議の流れ。「基盤強度監査」や施設の安全対策などの審議で既存炉建屋が断層など認定されれば、廃炉になら可燃性があつた。

停止中の北陸電力の原発、左が福井県二日市町

北條は食合で、断層を開拓して、  
断する鉱物の状態を調べて、  
「鉱物脈法」を新たに用いた。  
調査データなどを改めて示し、「10本いずれも活動性  
は認められない」と説明した。  
た。規制局の右田明義委員は、「  
「活断層ではないこと」判断で  
ある証拠がたくさん見つかった。

This high-contrast, black-and-white aerial photograph captures a sprawling industrial complex. The scene is dominated by a dense network of rectangular buildings, some with multiple stories and others as single-story structures. A complex system of white lines and dashed patterns overlays the buildings, likely representing utility infrastructure such as power grids or piping. In the upper portion of the image, a large, open area with a grid-like pattern suggests a parking lot or a paved industrial yard. The overall impression is one of a highly developed and interconnected industrial site.

解説

吉澤原発の事故の再発防止を図る  
旨北電力に於いて、敷地内  
断層問題は新規建設では過合審査上の最大  
の障壁だつた。基幹では過合審査上の最大  
施設を置いていたが故に、沿岸断層があ  
るとなれば施設を廃止しなお、沿岸断層があ  
つたためだ。

吉澤原発を巡つては、規制委の有識者  
調査団が20~30年、一部の断層を「沿  
岸断層と解釈されるのが合理的」と評価。  
北電はまことに心懃を抱く」とが決まり  
れる「アサヒ新聞の出先」(石川県警機  
関)となつた。それでも新たに調査委  
員会を用い、約50回の会合を経た末、「沿  
岸断層ではない」との結論に至つた。有識  
者調査団の評議を審査会合で讀んだの  
は東北電力東原発(岩手)、青森県  
に次いで全国で四番目といつ。

最大の障壁を超えたとはいへ、再燃騒動  
に向ひた「許可」を得るためにハーデル  
はまた多い。想定される地震度や震度の規  
模、建物の安全性などの審査が強め。  
最大の障壁を超えたとはいへ、再燃騒動  
に向ひた「許可」を得るためにハーデル  
はまた多い。想定される地震度や震度の規  
模、建物の安全性などの審査が強め。

志賀原発敷地に活動層さな  
いとする北陸電力の主張が認  
められた安全委員会=郡内

「元の了解を大前提に、一日も早い再稼働を目指す」と強調した。

「最大の壁」越える

全国においてまだ公認書が再発行を申請してしまつてゐる事は實に稀であるが、しかし「相談室」では、再発行の申請をして、しかも「相談室」で申請して、その結果、再発行の申請が出来た場合は、「新規入力登録」と同時に「再発行登録」の手続が出来ることになる。つまり、再発行登録の手續は、「新規入力登録」と同時に「再発行登録」の手續が出来ることになる。つまり、再発行登録の手續は、「新規入力登録」と同時に「再発行登録」の手續が出来ることになる。

3/16 北日本(6)

## 北電志賀原発の断層

# 規制委活動性の否定支持

原子力規制委員会は15

日、定例会合を開き、北陸

電力志賀原発2号機（石川県志賀町）敷地内に活断層があるかどうかを巡り、今月3日の新規基準適合性審査（安全審査）と2011年6月の有識者調査団で見解が分かれた経緯を検証した。安全審査が「活断層はない」と結論付けた点に異論は出ず、有識者調査団から改めて意見聴取しないことを決めた。

規制委事務局の原子力規制庁が、16年に有識者調査団が一部断層について「活動性は否定できない」と評価した後、北電が活動性を否定するため「鉱物脈法」と呼ばれる手法で追加テ

ータを提出したことを説明した。

同庁の担当者は安全審査での結論について「十分適切な判断ができる」と述べ、安全審査に出席した石渡明委員は「活動性が認められない」という評価は妥当だと考えている」と主張し

た。

終了後、山中伸介委員長が会見で「委員会として活動性が否定された（安全審査の）結果を支持」、有識者会合を改めて開く必要はないとの結論を出した。私も同様の意見だ」と語った。

13

別紙 3

本件原子力発電所に係る審査会合の開催状況

| 開催日              | 主な内容  |
|------------------|---|
| 平成 26 年 8 月 26 日 | 第 132 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・新規制基準適合性審査に係る申請の概要について説明。   |
| 平成 26 年 9 月 2 日  | 第 134 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・原子力規制委員会から本件原子力発電所の審査における主要な論点（地盤、地震関係 6 項目、津波関係 1 項目、火山関係 1 項目、プラント関係 10 項目）を提示。                   |
| 平成 28 年 6 月 10 日 | 第 368 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・有識者会合の評価書に示された「今後の課題」に係るデータ拡充の状況等について説明。  |
| 平成 29 年 3 月 10 日 | 第 453 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・敷地内断層に係る評価対象断層の選定について説明。  |
| 平成 29 年 6 月 23 日 | 第 478 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層の選定に係る追加調査計画を説明。  |
| 平成 29 年 12 月 8 日 | 第 531 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・敷地周辺の地形・地質構造について説明。   |
| 平成 30 年 3 月 2 日  | 第 553 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層の選定について説明。  |
| 平成 30 年 7 月 6 日  | 第 597 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層（陸域、海岸部）の活動性評価について説明。<br>S - 1, S - 2 ・ S - 6 の鉱物脈法データを提示。<br><u>石渡委員「かなり新しいデータが出ました」と発言。</u> |
| 平成 30 年 9 月 21 日 | 第 627 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層の選定について説明。  |

| 開催日              | 主な内容   |
|------------------|--|
| 平成 31 年 1 月 18 日 | 第 671 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層の選定について説明。<br><u>陸域 6 本の選定完了</u> (S-1, S-2・S-6, S-4, S-5, S-7, S-8)。 |
| 平成 31 年 3 月 14 日 | 第 693 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・格納容器からの放射性物質の漏えいの想定について説明。   |
| 平成 31 年 4 月 23 日 | 第 708 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・格納容器からの放射性物質の漏えいの想定について説明。   |
| 令和 元年 5 月 9 日    | 第 713 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・保安規定変更に係る基本方針について説明。   |
| 令和 元年 6 月 11 日   | 第 724 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・保安規定変更に係る基本方針について説明。   |
| 令和 元年 6 月 14 日   | 第 728 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・敷地、敷地周辺の調査状況と今後の進め方について説明。   |
| 令和 元年 7 月 9 日    | 第 742 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・保安規定変更に係る基本方針について説明。   |
| 令和 元年 8 月 1 日    | 第 754 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・保安規定変更に係る基本方針について説明。   |
| 令和 元年 10 月 25 日  | 第 788 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層（陸域）の活動性評価について説明。  |
| 令和 元年 12 月 12 日  | 第 811 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・格納容器の過圧破損防止対策の検討状況について説明。  |
| 令和 2 年 1 月 23 日  | 第 824 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・格納容器の過圧破損防止対策の検討状況について説明。  |

| 開催日                      | 主な内容   |
|--------------------------|--|
| 令和 2 年 3 月 13 日          | 第 849 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層の選定について説明。   |
| 令和 2 年 3 月 19 日          | 第 851 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・原子力規制委員会から事業者に対し、格納容器の過圧破損防止対策に係る審査の進め方について説明。                                   |
| 令和 2 年 7 月 10 日          | 第 875 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層（陸域、海岸部）の活動性評価について説明。<br>陸域 6 本、海岸部 3 本の断層の鉱物脈法データを提示。<br>石渡委員「大きな進展だ」と発言。 |
| 令和 2 年 7 月 16 日          | 第 877 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・保安規定変更認可申請の内容について説明。   |
| 令和 2 年 8 月 18 日          | 第 887 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・保安規定変更認可申請の内容について説明。   |
| 令和 2 年 10 月 2 日          | 第 902 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層の選定について説明。<br>・海岸部 4 本の選定完了（K-2, K-3, K-14, K-18）。                         |
| 令和 3 年 1 月 15 日          | 第 935 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層（陸域、海岸部）の活動性評価について説明。  |
| 令和 3 年 5 月 14 日          | 第 973 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・敷地周辺の断層の評価について説明。  |
| 令和 3 年 10 月 14 日         | 第 1009 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・敷地周辺の断層の評価について説明。   |
| 令和 3 年 11 月 18 日<br>19 日 | <u>第 1 回現地調査</u><br>・敷地（陸域、海岸部）及び敷地周辺の福浦断層等を確認。  |

| 開催日                      | 主な内容  |
|--------------------------|---|
| 令和 4 年 1 月 14 日          | 第 1024 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・敷地（陸域、海岸部）及び福浦断層の追加調査計画を説明。  |
| 令和 4 年 5 月 20 日          | 第 1049 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層（陸域、海岸部）の活動性評価について説明。  |
| 令和 4 年 7 月 29 日          | 第 1064 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・敷地周辺の断層の評価について説明。  |
| 令和 4 年 9 月 15 日          | 第 1072 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・保安規定変更に係る基本方針について説明。   |
| 令和 4 年 9 月 16 日          | 第 1073 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層（陸域、海岸部）の活動性評価について説明。  |
| 令和 4 年 10 月 13 日<br>14 日 | <u>第 2 回現地調査</u><br>・敷地（陸域、海岸部）及び福浦断層等を確認。  |
| 令和 4 年 11 月 11 日         | 第 1090 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・敷地周辺の断層〇（オ一）の活動性評価方針を説明。   |
| 令和 4 年 12 月 23 日         | 第 1105 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・断層〇の活動性評価方針を説明。  |
| 令和 5 年 3 月 3 日           | 第 1121 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・評価対象断層（陸域 6 本、海岸部 4 本）の活動性評価について説明。<br>・ <u>原子力規制委員会から、敷地内断層はいずれも「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの判断が示された。</u> |
| 令和 5 年 5 月 12 日          | 第 1144 回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合<br>・敷地周辺の断層の評価について説明。  |